

福島県福祉サービス第三者評価基準

＜付加項目編＞

（母子生活支援施設版）

平成20年3月

母子生活支援施設版<付加項目編> (28項目)

A-1 利用者の尊重	
(1) 利用者の尊重	
①	施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている
②	施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている
③	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる
④	母親自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる
⑤	施設を行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択(自己決定)できるように支援している
⑥	職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している
⑦	母子に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる
⑧	母子・子ども個人の思想や信教の自由は、他の母子の権利を妨げない範囲で保障されている
A-2 日常生活支援サービス	
(1) 援助の基本	
①	子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている
②	母親と職員との間に信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている
(2) 保育・学習等の支援	
①	母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている
②	子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている
③	就学時の日常生活上の支援を適切に行っている
④	行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実施されている
(3) 母子や他者との関係調整	
①	子どもと母親との関係調整を必要に応じ行っている
②	子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている
③	母親と夫との関係調整のための支援を行っている
④	母親と他者との関係調整のための支援を行っている
(4) 母子への相談支援等	
①	母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている
②	母親が病気の時の支援を適切に行っている
③	必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている
④	母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている
⑤	心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている
⑥	母親の職業能力開発や就労支援を行っている
⑦	母親が必要に応じて社会資源を有効利用できるような支援を行っている
(5) 緊急時の対応	
①	夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に適切に対応している
②	夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている
(6) 環境等への配慮	
①	居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものである

A-1 利用者の尊重

1-(1) 利用者の尊重

A-1-(1)-① 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。

【判断基準】

- a) 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。
- b) 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設けているが、十分にそれに応えていない。
- c) 施設生活全般について、子どもが自由に意見を表明する機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設における子どもへの援助は、子どもを権利の主体として位置づけ、常に子どもの最善の利益に配慮した援助を行うという基本姿勢に基づくものでなければなりません。
- 本評価基準では、子どもの権利尊重の基本として、子どもが自由に意見を表明できる環境、仕組み、雰囲気づくりへの取組と、子どもの意見に応える仕組みなどについて評価を行います。
- 子どもが自由に意見を表明できる環境では、職員の、一人ひとりの子どもの個性を受容する姿勢や誠実な対応などが前提となります。
- 定期的な面接など積極的に子どもの意見を聞こうとする仕組み、幼児や意見を表明できにくい子どもへの配慮、子どもの意見に対する施設としての対応方法など、具体的な取り組みによって評価を行っていきます。

評価の着眼点

- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の子どもの表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
- 子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明できにくい子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。
- すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。
- 子どもの希望に応えられない事柄については、その理由をその都度子どもに説明して、理解を求めている。

A-1-(1)-② 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それ
に応えている。

【判断基準】

- a) 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。
- b) 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設けているが、十分にそれに応えていない。
- c) 施設生活全般について、母親が自由に意見を表明する機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 前評価基準と同様、施設における援助では、母親の個性を受容しその権利を尊重して、常に母親の最善の利益に配慮した援助をめざすことが求められます。
- 本評価基準では、母親の権利尊重の基本として、自由な意見表明の機会の確保と、母親の意見に対する施設としての対応方法などについて評価を行います。職員の基本的姿勢や意見を表明できにくい母親への配慮など、施設における具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 母親の個性を尊重し、母親の希望や意見に可能な限り応えている。
- 母親が自由に意見を表明できるよう、母親と職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
- 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、母親から意見を引き出せるよう取り組んでいる。
- 能力や状況によって十分に意思を表明できにくい母親に対して、職員が代弁者としての役割を果たすように努めている。
- 普段の母親の表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
- すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等の取り組みで対応している。
- 母親の希望に応えられない事柄については、その理由をその都度母親に説明して、理解を求めている。

A-1-(1)-③ 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善の取り組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母子生活支援施設では、子どもの安定した日常生活への援助と同時に、子どもの自主性を尊重した施設生活改善への活動の推進が求められます。このような活動は、子どもが自らの権利を学び社会性を身につけるとともに、生活を自らの手で改善する力を育てるための支援となります。
- 本評価基準では、子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取り組みや、それらに対する職員のかかわりについて評価します。
- なお、本評価基準は施設内の自治会等における子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取り組みについて評価するもので、子ども一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取り組みができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
- 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援をしている。
- 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。

A-1-(1)-④ 母親自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 母親自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 母親自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善の取り組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親自身が自らの人生を主体的に生きていくための支援として、施設内での母親の自主的な活動を推進していくことがのぞまれます。このような活動は、母親が自らの権利について学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養うことにつながっていきます。
- 本評価基準では、母親自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取り組みや、それらに対する職員のかかわりについて評価します。一人ひとりに対する支援等については、前評価基準同様、自立支援計画との関係で評価します。

評価の着眼点

- 母親自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取り組みができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
- 母親が問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。
- 活動を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援をしている。
- 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。

A-1-(1)-⑤ 施設を行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択（自己決定）できるように支援している。

【判断基準】

- a) 施設を行う援助について事前に説明し、母子が主体的に選択できるように支援している。
- b) 施設を行う援助について事前に説明しているが、母子が主体的に選択できるような支援が十分ではない。
- c) 施設を行う援助について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母子に対する適切な情報提供は、母子の知る権利を守ることであり、主体性のある「力」（エンパワメント）を高めることにつながります。
- あわせて、情報提供は母子の意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準では、母子自身が選択する力を身につけ、自己確立を図るといった基本的な考え方に基づき、十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 施設の提供する援助の内容・方法について事前に母子に十分説明している。
- 母子の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 必要な情報を提供し主体的な選択ができるようにしている。
- 母親と子どもの決定が異なる場合に必要な調整をしている。

A-1-(1)-⑥ 職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 職員が母子に対して体罰を行わないよう徹底している。
- b) 体罰を行わないための取り組みを行っているが、十分ではない。
- c) 体罰を行わないための取り組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設における援助では、いかなる場合においても体罰や母子の人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰を行わないための取り組みについて評価します。
- 職員研修等を通じて体罰を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰の起こりやすい状況や場面について検証するとともに体罰を必要としない援助技術の習得を図る等の取り組みが求められます。
- また、体罰があった場合を想定して、施設長が職員・利用者双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
- 具体的な例を示して体罰を禁止している。
- 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
- 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 体罰があった場合を想定して、施設長が職員と利用者の双方にその原因や体罰の方法・程度等事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつくられている。
- 職員による体罰の禁止について、母子に周知している。

A-1-(1)-⑦ 母子に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な関わりも絶対に許されるものではありません。
- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、不適切な関わりの防止について対策を講じておく必要があります。
- 本評価基準では、施設における不適切な関わりの防止・早期発見に向けた具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- セクシャルハラスメントの防止を徹底している。
- 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、母子に周知している。
- 不適切な関わりに迅速に対応できるように、母子からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
- 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず管理職等に報告することが明文化されている。
- 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員と利用者の双方にその原因や方法・程度等事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようなしくみがつくりられている。
- 母子が自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

A-1-(1)-⑧ 母親・子ども個人の思想や信教の自由は、他の母子の権利を妨げない範囲で保障されている。

【判断基準】

- a) 母親・子ども個人の思想や信教の自由は保障されている。
- b) 母親・子ども個人の思想や信教の自由は尊重されているが、十分ではない。
- c) 母親・子ども個人の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親・子ども個人の思想・信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 児童の権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、それぞれの母親・子ども個人の思想や信教の自由を保障するための施設における取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 利用者の宗教的活動において他の利用者の権利を妨げないように配慮している。
- 母親の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

A-2 日常生活支援サービス

2-(1) 援助の基本

A-2-(1)-① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。
- 施設における援助では、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的かかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることとなります。
- また、援助にあたっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかかわりが求められます。
- 本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、子どもの発達段階や課題に考慮した援助について評価します。

評価の着眼点

- 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。
- 一人ひとりの子どもの気持ちを汲み取っている。
- 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
- 小集団での保育・養育支援が行われている。
- 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 個々の子どもの状況に応じて、日常の支援は柔軟に対応できる体制となっている。
- 子どもの生活を束縛するような管理をしていない。

A-2-(1)-② 母親と職員との間に信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と職員の信頼関係を構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っている。
- b) 母親と職員の信頼関係の構築し、母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っているが、十分ではない。
- c) 母親の自立支援に配慮した適切な援助を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母子生活支援施設を利用する母親が抱える課題は個別的かつ多様であり、複雑な背景を持っていることが少なくありません。
- このような母親に対する援助では、職員との基本的信頼関係を構築することが不可欠であり、そのためには前項同様、職員の高い専門性に基づく受容的・支持のかかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることとなります。
- 本評価基準では、母親と職員との間での信頼関係の構築に向けた具体的な援助について評価します。

評価の着眼点

- 母親と職員との関係においては信頼関係が構築できるよう配慮し努めている。
- 母親に対して、命令口調や自尊心を傷つける言葉遣いをしないよう職員が徹底している。
- 母親の相談を引き出せるような働きかけを職員が意識的に行っている。
- 母親の生活観・人生観・子育て観を尊重し、受容的・支持的関わりに心がけている。
- 母親が自ら抱えている課題を見極め、解決に向かえるように十分な相談支援を行っている。

2- (2) 保育・学習等の支援

A-2- (2) -① 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。

【判断基準】

- a) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っている。
- b) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っているが、十分ではない。
- c) 母親や子どものニーズに応じた保育サービスを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親が安心して自立へ向けた活動を行うためには、施設内での保育サービスが必要となります。保育所に通所できない乳幼児の保育や、保育所の保育時間外の保育など、母親や子どものニーズに応じたきめ細かなサービスがのぞまれます。

評価の着眼点

- 保育所に通所していない乳幼児を対象とした施設内保育を行っている。
- 早朝、夜間など、保育所の保育時間外の保育を行っている。
- 休日保育を行っている。
- 病後児保育を行っている。
- 必要に応じて、保育所の送迎を行っている。
- 日誌などの施設内における保育の記録を整備し、育児支援に役立っている。
- 乳幼児保育を行っている場合は、乳幼児突然死症候群の予防に配慮した保育を行っている。
- 必要に応じ通院の支援を行っている。

A-2-(2)-② 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っている。
- b) 子どもの学習環境の整備を行い、必要に応じて学習支援を行っているが十分ではない。
- c) 子どもの学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援について評価を行います。子どもが落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、実際の学習面での支援、学校との連携等、具体的な内容を評価します。

評価の着眼点

- 個々の学力を把握し、必要に応じた学習支援を行っている。
- 長期休暇中の補習、宿題援助を行っている。
- 進学のための学習指導や進路相談を学校との連携を図りつつ行っている。
- 学習指導のためにボランティア等の協力を得ている。
- 辞書や学習参考書を備えている。

A-2-(2)-③ 就学時の日常生活上の支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 就学している子どもの日常生活上の支援を適切に行っている。
- b) 就学している子どもの日常生活上の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 就学している子どもの日常生活上の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親が不在の間も学齢期の子どもが安心して過ごせるよう、日常生活での適切な支援が必要です。

○友達との関係や年齢に応じた遊びへの配慮、安全管理など、一人ひとりの子どもの様子や成長に留意した対応が求められます。具体的な内容について評価を行います。

評価の着眼点

□学齢期の子どもが放課後を過ごすことのできる場所がある。

□学齢期の子どもが放課後を過ごすためのプログラムが用意されている。

□子どもに日常生活上必要な知識や技術を伝えるよう遊びや行事等を意識的に展開している。

□子どもの友達が遊びに来やすいように配慮をしている。

□病気やケガ等で学校を欠席している子どもがいる場合には、必要に応じて服薬の声かけや、通院の付き添いなどを行っている。

□不登校・非行等学校不応答の子ども等がいる場合、母親との協議のもとに学校と情報交換をする等、十分な連携をしている。

A-2-(2)-④ 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実施されている。

【判断基準】

- a) 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実行されている。
- b) 行事などのプログラムは、母子が参画しやすいように計画・実行されているが、十分ではない。
- c) 行事などのプログラムが、母子が参画しやすいように計画・実行されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 行事などのプログラムは、母子が施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高めるために計画されるものです。母子それぞれの要望を反映したプログラムの用意、参加しやすい雰囲気づくりなどが求められます。
- また参加については、母子が自由に選択できることが基本になります。

評価の着眼点

- 母親の趣味や興味にあったプログラムになるよう母親の要望を反映している。
- 母親の自発的な参加を促すように支援している。
- 子どもの趣味や興味にあったプログラムになるよう子どもの要望を反映している。
- 子どもの自発的な参加を促すように支援している。
- 母子が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
- 母子の状況を考慮し、参加しやすいように内容、時間等を工夫している。
- 行事等の参画について、母子の選択を尊重している。

2- (3) 母子や他者との関係調整

A-2- (3) -① 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと母親との関係調整を必要に応じて行っている。
- b) 子どもと母親との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと母親との関係調整を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもと母親の間に感情の行き違いや意見の相違があった場合には、それぞれの立場を尊重しながら、適切な援助を行うことがのぞまれます。子どもや母親の相談に応じ、必要な場合には関係の修復に努めることは、困難な状況の中で自立に向かう母子を支える大切な援助です。

評価の着眼点

- 母親の子どもに対する悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- 子どもの母親に対する不満や悩みを受け止め、相談に応じている。
- 子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。
- 子どもの進学・進路等について、子どもと母親の考え方が異なる場合、相談に応じ調整をしている。
- 子どもと母親の将来設計が異なる場合、必要に応じて調整している。

A-2-(3)-② 子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族、友人等との関係調整を必要に応じて行っている。
- b) 子どもと家族、友人等との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族、友人等との関係調整を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもと、母親以外の家族との関係は、それぞれの母子によって異なり、複雑な要因を抱えている場合も少なくありません。置かれた状況の中で、子どもが他の家族や友人と本人の望む関係を築くことができるような支援が求められます。

○子どもにとっての最善の利益、母親にとっての最善の利益をそれぞれ考慮しながら、細やかな支援がのぞまれます。

評価の着眼点

- 父親との関わり方について、子どもからの相談に応じ、母親とも協議の上、調整している。
- 祖父母等その他の家族との関わり方について、子どもからの相談に応じ、母親とも協議の上、調整している。
- 友人関係について、子どもからの相談に応じ、母親とも協議の上、調整している。

A-2-(3)-③ 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と夫との関係調整のための支援を行っている。
- b) 母親と夫との関係調整のための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と夫との関係調整のための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○夫との関係に悩む母親を支えることは、母子生活支援施設の基本的役割のひとつです。精神的なフォローと同時に、法律的な専門知識等に基づいて、一人ひとりの母親にとってのぞましい方向を一緒に探り、実現に向けて支援していくことがのぞまれます。

評価の着眼点

- 夫、前夫、内夫、子の父との関係について母親からの相談に応じている。
- 婚姻関係の調整に関する相談に応じている。
- 離婚手続き等について法律相談への紹介や必要に応じて家庭裁判所への同行などを行っている。

A-2-(3)-④ 母親と他者との関係調整のための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っている。
- b) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と、同居していない子どもや親族など他者との関係調整のための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親が抱える様々な人間関係の問題に対して、十分に理解した上で、関係調整の支援を行うことは、母親の自立へ向けた大切な支援です。
- 同時に、施設内の他の母子との交流を促すなど、母親が自立するための支えとなる新しい関係づくりへの支援も重要です。取組について、具体的な内容で評価を行います。

評価の着眼点

- 親族との関係修復の支援を行っている。
- 必要に応じて、施設内の他の母子との関係づくりの支援を行っている。
- 同居していない子ども（他施設に入所している・親族に預けている等）の養育に関する相談に応じている。
- 関係機関とのトラブルに対する関係調整を行っている。

2- (4) 母子への相談支援等

A-2- (4) -① 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。

【判断基準】

- a) 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っている。
- b) 母親の子育てに関する不安を受け止め、必要な助言、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子育てに関する助言、援助を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○安心と安全が守られた環境ではないため、困難な状況にある母親は、子育てに不安を感じたり、子どもに対する虐待などの形で不安感が現れてしまう場合も想定されます。根本的な問題解決への支援と同時に、子育てについて、具体的で適切な助言・援助を行う必要があります。職員には母親の個性を尊重し不安感を受け容れる姿勢が求められます。

評価の着眼点

- 子育てに関する母親の不安や悩み等の発見に努めている。
- 虐待や不適切な関わりの発見に努め、児童相談所への通報や、必要に応じて介入・見守りを行っている。
- 子どもの健康管理について相談・助言、援助等を行っている。
- 要請や必要に応じて、子育ての方法について助言を行っている。

A-2-(4)-② 母親が病気の時の支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 母親が病気の時の支援を適切に行っている。
- b) 母親が病気の時の支援を行っているが十分ではない。
- c) 母親が病気の時の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親が病気の時には、安心して休んだり治療に専念できるような具体的な支援が必要です。支援にあたっては母親の意向を尊重し、十分に話し合いながら支援内容を決めていくことが基本となります。

評価の着眼点

- 必要な場合には母親の看病を行っている。
- 母親が病気の時や通院時等に子どもを保育している。
- 食材の買出し、調理補助等の支援を行っている。
- 受診、通院等についての相談・助言、介助、同行等を行っている。
- 母親の意向を尊重しながら、精神保健に関する専門家との連携を行っている。
- 受診や服薬が必要な場合、母子にその必要性を説明・助言している。

A-2-(4)-③ 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っている。
- b) 必要に応じ、母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母子への家事支援や生活に関するスキル向上の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母子の自立へ向けての支援は、日常生活における具体的な場面ひとつひとつに対して、行われる必要があります。それぞれの母親、子どもの現状を把握し、退所後の自立した生活に必要なさまざまな生活に関するスキルについて、本人の意向を尊重し十分に話し合いを行う中で支援の内容を決めていくことが重要です。

評価の着眼点

- 衣服の清潔保持等、衣生活のスキル向上の支援を行っている。
- 入浴等、衛生管理のスキル向上の支援を行っている。
- 栄養管理等、食生活のスキル向上の支援を行っている。
- 部屋の清掃等、住生活のスキル向上の支援を行っている。
- 自立に必要な家計の設計や貯蓄の方法について支援している。

A-2-(4)-④ 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。

【判断基準】

- a) 母子の社会的自立を目指し、十分な相談体制をとっている。
- b) 母子の社会的自立を目指し相談体制をとっているが、十分ではない。
- c) 母子の社会的自立を目指した相談体制をとっていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母子の社会的自立については、個々の状況を把握した上で、母親、子どもそれぞれの意向を十分に汲みながら具体的な支援を行う必要があります。プライバシーに配慮し、不安を抱えた母子が安心して相談できる体制の整備が求められます。

○本評価基準では相談体制や心理的サポートについての評価を行い、就労等についての支援体制は次の項目で評価します。

評価の着眼点

- 夜間・休日でも母子の相談に応じられる体制をとっている。
- 必要に応じて、専門の相談機関を紹介している。
- 個別相談に応じるためのスペースが確保されている。
- 健康相談、将来の生活設計、母子家庭であることへのストレス等に対する心理的サポートをしている。
- 返済困難な借金等についての相談に応じている。

A-2-(4)-⑤ 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な母子に対して心理的な支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、心理的なケアが必要な母子に対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。

評価の着眼点

- 心理的な支援を必要とする母子については、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。
- 心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 日常生活の中で、心理的な援助が行える体制ができている。
- 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的なケアが必要な母子への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

A-2-(4)-⑥ 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親の職業能力開発や就労支援を行っている。
- b) 母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会的自立は母親の経済的自立が前提となります。母親の置かれた状況や心身状態に配慮しながら、本人の意向に沿った能力開発・就労支援が求められます。また、就労に対する不安への適切な助言や、就労後の相談体制の整備など、職場紹介や能力開発にとどまらず、個別のケースに対応した幅広い支援がのぞまれます。

評価の着眼点

- 公共職業安定所の活用や就職先の開拓など、母親の心身状態や意向に配慮した就労支援を行っている。
- 母親の適性や経験・希望に配慮した職場探し、能力開発についての相談等の支援を行っている。
- 就労のための保育サービスを行っている。
- 就労に不安を持つ母親については、事情や背景を十分考慮しながら相談・助言を行っている。
- 施設内で、就労支援のための講座・勉強会等を行っている。
- 必要があれば職場との連携・調整を行っている。
- 職場環境に関する相談・助言を行っている。
- 職場での権利侵害等の訴えに対して適切な対応をしている。

A-2-(4)-⑦ 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っている。
- b) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるように支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親の自立へ向けた活動に対しては、情報提供はもちろんのこと、書類記入等へのサポート、関係機関等への同行など母親の不安感を支える支援がのぞまれます。また、退所後を視野に入れながら専門機関や自助グループへの紹介を行うなど、母親が自らの力で社会生活を営むために必要な社会資源の有効利用について、適切な支援が行われているかどうかを評価の対象とします。

評価の着眼点

- 掲示板等を活用し、諸制度に関して常に新しい情報提供に努めている。
- 関係機関や施設等へ同行している。
- 書類記入などの申請手続きの側面支援を行っている。
- 専門機関・自助グループ等への相談・紹介を行っている。

2-(5) 緊急時の対応

A-2-(5)-① 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に、適切に対応する体制が整備されている。
- b) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に対応する体制が整備されているが、十分ではない。
- c) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の緊急利用に対応する体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 曜日や時間、地域等にこだわることなく、保護を必要とする母子の緊急利用を広く受け入れることが、現在母子生活支援施設に最も求められる機能です。
- 当面の対応方法や連絡体制、臨機応変な対応が求められることも想定した役割分担と責任者の明確化、警察等との連絡調整体制などについて、施設内で文書化し共通理解をしていることがのぞまれます。緊急利用受け入れ体制の確立について、具体的な受け入れ内容とともに評価を行います。

評価の着眼点

- 利用手続きを事後に行う等、保護を必要とする母子等の緊急利用に対応している。
- 緊急利用の受け入れは、平日・休日ともに24時間可能である。
- 要請があった場合には、広域の利用を受け入れることができる。
- 予め緊急利用時を想定して、職員間で適切なケース対応方法を検討している。
- 必要に応じて出動を要請できるよう警察等と連携している。
- 緊急一時保護後の入所に関する相談については、母子の心身状態に十分に配慮し、精神的に安定してから行っている。
- 広域入所促進事業（施設機能強化推進費）等を利用して緊急利用のための生活用品等を予め用意している。

A-2-(5)-② 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を適切に行っている。
- b) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を行っているが、十分ではない。
- c) 夫等の暴力により保護を必要とする母子の安全確保を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 夫等の暴力などにより保護を必要とする母子については、安全確保の視点を第一にした支援が行われなければなりません。福祉事務所と連携しながら、状況に応じて適切な判断が求められます。
- 同時に、母子の不安に対する精神的な支援や、外部との連絡のとり方などの具体的なアドバイス、外出が必要な用件の代行など、母子に対する十分なケアも求められます。具体的な支援内容を評価します。

評価の着眼点

- 安全確保と精神的癒しを目的とした相談・支援を行っている。
- 本人の所在の秘匿について関係機関と協議し、理解と協力を得ている。
- 発見へのおびえがみられる母子について、外部との連絡のとり方、日常生活の代行等、きめ細かい対応をできる体制がとられている。
- 発見へのおびえがみられる子どもの教育権が損なわれないよう、教育委員会等関係機関との連携体制が整備されている。
- 発見のおそれが出てきた場合には、福祉事務所と連携して他施設へ移動できる体制が整っている。

2- (6) 環境等への配慮

A-2-(6)-① 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものになっている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮したものになっている。
- b) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が生活の場としての快適さに配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母子の権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方をあらためて見直してみる必要があります。
- 本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 居室は母子が生活するのに十分なスペースが確保されている。
- 居室はプライバシーに配慮した構造になっている。
- 台所は居室ごとに設置している。
- トイレは居室ごとに設置している。
- 浴室は居室ごとに設置している。
- 談話室など、憩いの空間を確保している。
- 共用部分には行き届いた清掃が行われ、軽度な修繕は迅速に行っている。
- 子どもが安全に遊べるスペースを確保している。
- 身体に障害のある母子がいる場合には、バリアフリーに配慮している。